

令和7年1月

令和7年3月実施分の風しん追加的対策予防接種の請求方法

令和7年3月分実施分の風しん追加的対策予防接種の請求は、江戸川区に直接請求となります。

請求の流れは以下のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

なお、江戸川区に請求できるのは江戸川区民の予防接種実施分のみです。江戸川区民以外の方の予防接種を実施する際は、該当の各自治体に請求可能かどうかご確認ください。

- ① 実施した予防接種の予診票と内訳を記載した市区町村別請求書を保健予防課庶務係にご提出ください。 **送付期限：令和7年4月10日必着**
- ② 提出された予診票等を保健予防課庶務係で確認後、支払関係書類を医療機関に送付します。
- ③ 医療機関にて支払関係書類に必要事項の記入・押印の処理をしていただき、返送していただきます。
- ④ 保健予防課庶務係で支払処理を行い、終了となります。

【担当】

〒132-8507 東京都江戸川区中央 4-24-19 江戸川保健所内
江戸川区健康部保健予防課庶務係 電話：03-5661-5209